

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(抄)

昭和三十五年十二月十七日
 建設省府令第 三 号
 改正平成二一・二内府・国交令三

注 平成二二年二月一八日内閣府・国土交通省令第三号の改正(公布の日及び平成二二年四月一九日から施行)により、変更される条文等(傍線は改正部分)を掲載していません。

(設置者の区分)

第四十四条 1 (略)

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が設置するものとする。

一 (略)

二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの(略)

3 (略)

別表第一(第一条関係)

案内標識・警戒標識(略)

規制標識

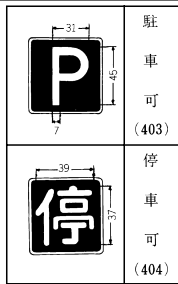
種 類	番 号	表 示 する 意 味	設 置 場 所
(略)	(略)	(略)	(略)
時間制限駐車区間	(318)	<p>交通法第四十九条第一項の道路標識により、時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であること(指定し、かつ、交通法第四十九条の第三項の道路標識により、車両が引き続き駐車することができる時間を表示すること。</p>	<p>時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることを指定する道路の区間の前面及び道路の区間の必要な地点における路端</p>
平行駐車	(327)(10)	<p>交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端(分離帯の側端を含む。以下斜め駐車の間までにおいて同じ。)に對し平行に駐車すべきこと(交通法第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間(以下「時間制限駐車区間」という。)にあつては、交通法第四十九条の第三項の道路標識により、車両が駐車することができる道路の部分(指定し、かつ、車</p>	<p>車両が道路の側端に對し平行に駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができる道路の部分に對し指定し、かつ、車両が道路の側端に對し平行に駐車すべきこと)を指定する道路の区間の前面及び道路の区間の必要な地点における路端</p>

(331)	(略)	斜め駐車	直角駐車	
		(327の12)	(327の11)	
交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者の通行を禁止すること。		交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九条の第三項の道路標識により、車両が駐車することができる道路の部分)を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと。	交通法第四十八条の道路標識により、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、交通法第四十九条の第三項の道路標識により、車両が駐車することができる道路の部分)を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと。	面が道路の側端に対し平行に駐車すべきこと)を指定すること。
歩行者の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央		車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができる道路の部分)を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し斜めに駐車すべきこと)を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端	車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあつては、車両が駐車することができる道路の部分)を指定し、かつ、車両が道路の側端に対し直角に駐車すべきこと)を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端	

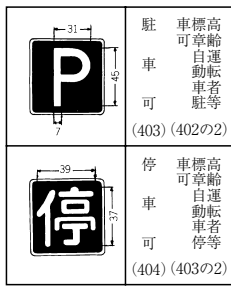
(略)	停車可	高齡運転者等標章自動車停車可	駐車可	高齡運転者等標章自動車駐車可	指示標識		
					(略)	種類	設置場所
(404)	(403の2)	(403)	(402の2)		番号	表示する意味	
	交通法第四十六条又は第四十八条の道路標識により、車両が停車することができることとする。	交通法第四十五条の第二項の道路標識により、高齡運転者等標章自動車が停車することができることとする。	交通法第四十六条又は第四十八条の道路標識により、車両が駐車することができることとする。	交通法第四十五条の第二項に規定する高齡運転者等標章自動車(以下「高齡運転者等標章自動車」という。)が駐車することができることとする。		交通法第四十五条の第二項の道路標識により、同項に規定する高齡運転者等標章自動車(以下「高齡運転者等標章自動車」という。)が駐車することができることとする。	高齡運転者等標章自動車が駐車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
	車両が停車することができる道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端	高齡運転者等標章自動車が停車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端	車両が駐車することができる道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端	高齡運転者等標章自動車が駐車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端			

別表第二(第三条関係)
案内標識・警戒標識・規制標識(略)

指示標識の部分(二〇六六頁上段)中



を



に改める。
補助標識の部分(二〇六六頁下段)中

	車 両 の 種 類 (503-C)
を	
	車 両 の 種 類 (503-C)
	車 両 の 種 類 (503-D)
	に改める。

備考
一 本標識板(本標識の標示板をいう)表示
(一) 表示
1~27(略)

28 「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を表示する本標識には 車両の種類 (503-C) を表示する補助標識を、「駐車余地」を表示

する本標識には「駐車余地」を表示する補助標識を、「特定の種類の車の最高速度」を表示する本標識には 車両の種類 (503-A) を表示する

補助標識を、「警笛区間」を表示する本標識には 始まり (505-A・B) 、区

間内」又は「終わり (507-B・C) を表示する補助標識を、「追越し禁止」を表

示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、「前方優先道路」を表示する本標識には「前方優先道路」を表示する補助標識を、「高齡運転者等標章自動車駐車可」及び「高齡運転者等標章自動車停車

可」を表示する本標識には 車両の種類 (503-D) を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。

(二) 色彩
(三) 略

4 指示標識
1~3(略)

(1) 「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齡運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齡運転者等標章自動車停車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」及び「安全地帯」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(2)・(3) (略)
 (四)・(五) (略)

六 車両の種類
 車両の種類を略称
 規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両に
 ついて、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

略	車 両 の 種 類	略 称
	重被牽引車を牽引している牽引自動車	けん引
	高齢運転者等標章自動車	標章車

二 補助標識板(補助標識の標示板をいう)の表示

1 補助標識(車両の種類)

(503-D)

「始まり

(505-B・C)

「区域内」、終わり

(507-B~D)

、「通学路」、「追越し禁止」、「前方優先道

路」、「踏切注意」、「横風注意」、「動物注意」、「注意」、「始点」及び「終

点」を表示するものを除く。に係る図示の文字及び記号(車両の種類

(503-C)

にあつては、「3」に限る。は、例示とする。

2~5

(略)

(三) 色彩

1 地を白色、矢印を用いるときはこれを赤色又は黒色、文字又は矢印以

外の記号を用いるときはこれを黒色とする。ただし、車両の種類

(503-D)

を表示する補助標識については地を淡い黄色、文字を黒色とし、

「終わり

(507-C)

を表示する補助標識については、斜めの帯及び枠を青

色、縁及び地を白色とする。

2・3 (略)

(四)・(五) (略)

三・四 (略)

